第四十一条及び第四十二条を次のように改める。

**第四十一条及び第四十二条**　削除

第四十三条の見出し中「遊休農地」を「農地」に改め、同条第一項を次のように改める。

農業委員会は、第三十二条第三項（第三十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による公示をした場合において、第三十二条第三項第三号に規定する期間内に当該公示に係る農地（同条第一項第二号に該当するものを除く。）の所有者等から同条第三項第三号の規定による申出がないとき（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その権利）が数人の共有に係るものである場合において、当該申出の結果、その農地の所有者等で知れているものの持分が二分の一を超えないときを含む。）は、農地中間管理機構に対し、その旨を通知するものとする。この場合において、農地中間管理機構は、当該通知の日から起算して四月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定を申請することができる。

第四十三条第二項中「第三十九条」を「第三十八条及び第三十九条」に、「裁定」を「規定による申請があった場合」に、「同条第一項中「前条第一項の意見書の内容その他当該遊休農地」とあるのは「当該遊休農地」と、同項及び同条第二項第一号」を「第三十八条第一項中「にこれを」とあるのは「で知れているものがあるときは、その者にこれを」と、第三十九条第一項及び第二項第一号」に、「特定利用権」を「農地中間管理権」に、「当該遊休農地を利用する権利」を「利用権」に改め、同条第三項中「第一項」を「前項において読み替えて準用する第三十九条第一項」に、「当該裁定の申請をした者」を「農地中間管理機構（当該裁定の申請に係る農地の所有者等で知れているものがあるときは、その者及び農地中間管理機構）」に改め、同条第四項中「第一項」を「第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項」に、「当該裁定の申請をした者は、当該遊休農地を利用する権利」を「農地中間管理機構は、利用権」に改め、同条第五項中「第一項の裁定の申請をした者は、当該」を「農地中間管理機構は、第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の」に、「当該遊休農地を利用する権利」を「利用権」に、「遊休農地の」を「農地の」に改め、同条第六項中「遊休農地」を「農地」に改め、同条第七項中「及び前条第一項」を削り、「第一項に規定する遊休農地を利用する権利」を「第四項の規定により農地中間管理機構が取得する利用権」に、「第十六条第一項」を「同条第一項」に、「遊休農地の」を「農地の」に改める。

第四十四条第一項中「第三十二条の規定による通知又は公告に係る遊休農地」を「第三十二条第一項各号のいずれかに該当する農地」に、「堆積（たい）」を「堆積」に、「当該遊休農地」を「当該農地」に改め、同条第三項第一号及び第二号並びに第四項中「遊休農地」を「農地」に改める。

第四十六条第一項中「すべて」を「全て」に改め、「、農地保有合理化法人」を削り、「農地利用集積円滑化団体」の下に「、農地中間管理機構」を加える。

第五十一条の次に次の一条を加える。

（農地に関する情報の利用等）

**第五十一条の二**　都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、その保有する農地に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。

2　都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、関係する地方公共団体、農地中間管理機構その他の者に対して、農地に関する情報の提供を求めることができる。

第五十二条中「資する」の下に「ほか、その所掌事務を的確に行う」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（農地台帳の作成）

**第五十二条の二**　農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、前条の規定による農地に関する情報の整理の一環として、一筆の農地ごとに次に掲げる事項を記録した農地台帳を作成するものとする。

一　その農地の所有者の氏名又は名称及び住所

二　その農地の所在、地番、地目及び面積

三　その農地に地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあつては、これらの権利の種類及び存続期間並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びに借賃等（第四十三条第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定において定められた補償金を含む。）の額

四　その他農林水産省令で定める事項

2　農地台帳は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製するものとする。

3　農地台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による申請若しくは届出又は前条の規定による農地に関する情報の収集により得られた情報に基づいて行うものとし、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するよう努めるものとする。

4　前三項に規定するもののほか、農地台帳に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（農地台帳及び農地に関する地図の公表）

**第五十二条の三**　農業委員会は、農地に関する情報の活用の促進を図るため、第五十二条の規定による農地に関する情報の提供の一環として、農地台帳に記録された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2　農業委員会は、農地に関する情報の活用の促進に資するよう、農地台帳のほか、農地に関する地図を作成し、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

3　前条第二項から第四項までの規定は、前項の地図について準用する。

第五十三条第一項中「若しくは第四十三条第一項」を「（第四十三条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同項ただし書中「同項」を「第四十三条第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項」に、「遊休農地」を「農地」に改める。

第五十五条第二項中「第三十七条の規定による申請をした者又はその」を「農地中間管理機構又は第三十七条の規定による」に、「遊休農地」を「農地」に、「規定する」を「掲げる」に、「第四十三条第一項の規定による申請をした者又はその」を「農地中間管理機構又は第四十三条第一項の規定による」に改める。

第五十八条第一項中「及び第八号」を「、第八号及び第九号」に改め、同条第二項中「及び第七号」を「から第八号まで」に改める。

第六十三条第一項第四号中「第三十条第一項から第三項まで」を「第三十条」に、「第三十二条」を「第三十二条第一項、同条第二項から第五項まで（これらの規定を第三十三条第二項において準用する場合を含む。）」に、「及び第三十五条第一項」を「、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条並びに第四十三条第一項」に改め、同項第八号中「第五十二条」の下に「から第五十二条の三まで」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　第五十一条の二の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務

第六十八条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第六条第一項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした」に改め、同条各号を削る。

第六十九条中「第三条の三第一項」を「第三条の三」に改める。

（農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部改正）

**第三条**　農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3　この法律において「投資事業有限責任組合」とは、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。